

スーパー定期「超 パワフル」(3年もの)規定

日新信用金庫

1. 預入資格

この定期預金は、次のいずれかの条件にあてはまるお客さまに限りお預け入れできます。

- (1) 国民年金・厚生年金・労災年金または各種共済年金(以下「公的年金」といいます。)を当金庫でお受取りをされているお客さま、または新たに当金庫でお受取りを開始されるお客さま。
- (2) 児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当(以下「各種手当」といいます。)を当金庫でお受取りをされているお客さま、または新たに当金庫でのお受取りを開始されるお客さま。

2. 取扱店舗

この定期預金の預入れおよび支払いをされる場合は、公的年金または各種手当のお受取りを指定している店舗のみの取扱いとします。

3. お預入れ限度額

預入資格のあるお客さまお一人につき10万円以上で、1年ものスーパー定期「超パワフル」と併せて500万円を限度とします。

4. 定期預金の種類

この定期預金は、預入れ期間3年の半年複利型元金継続扱いとします。なお、預入資格を満たしていなければ、自動継続はいたしません。

5. 預金名義

この定期預金の名義は預入資格に該当するお客さまの名義に限ります。

6. 適用利率

- (1) 預入日における店頭表示のスーパー定期3年もの利率に、当金庫が定める「超パワフル3年もの上乗せ利率」を上乗せした利率を約定利率とします。
- (2) 「超パワフル3年もの上乗せ利率」は、毎年4月1日に見直し、原則として翌年の3月31日まで同率とします。ただし、金利情勢の変化等によって、期間途中であっても見直すことがあります。
- (3) この定期預金の自動継続後は、継続日における店頭表示のスーパー定期3年もの利率に、継続日における「超パワフル3年もの上乗せ利率」を上乗せした利率を約定利率とします。
- (4) この定期預金の預入期間を通じて預入資格を満たすことが条件となります。当初預入日から初回満期日までに条件外となった場合は当初預入日における店頭表示のスーパー定期3年もの利率を約定利率とし、「超パワフル3年もの上乗せ利率」の上乗せは行いません。また、満期日に自動継続されなかった場合、満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。
- (5) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの定期預金を満期日(自動継続したときはその満期日をいいます。)の前日までに解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6ヶ月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6ヶ月以上1年未満…約定利率×10%
- ③ 1年以上1年半未満…約定利率×20%
- ④ 1年半以上2年未満…約定利率×30%
- ⑤ 2年以上2年半未満…約定利率×40%
- ⑥ 2年半以上3年未満…約定利率×70%

なお、この算式により計算した中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率を適用します。

7. 一部解約の取扱い

- (1) この定期預金の据置期間は預入日から1年間とします。据置期間満了日は預入日を起算日とし、その1年後応答日とします。
- (2) この定期預金の据置期間満了日以降であれば、最低預入残高10万円を下回らない範囲内でこの定期預金の一部を1万円以上の金額で解約することができます。
- (3) この定期預金の一部を解約するときの適用利率は第6条第5項の利率とします。
- (4) この定期預金の一部が解約された後の残元金の利息は、一部解約日以降も預入日における約定利率で計算します。

8. 総合口座の担保とした場合の取扱い

この定期預金は、総合口座の担保とすることができます。

この場合の貸越利率はこの定期預金の適用利率に定期性総合口座取引規定記載の利率を加えた利率とします。

9. その他

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)」および「定期性総合口座取引規定」により取扱います。

(平成31年4月1日現在)